

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 指定障害児通所支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 7

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会中央図書館運営企画課】 10
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 11
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 12
- 保険契約に係る一般競争入札の公告【消防局総務部総務課】 14
- 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【上下水道局下水道部下水道計画課】 17
- 北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示【上下水道局下水道部下水道計画課】 18

北九州市告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第24条の28第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び第51条の30第2項第1号並びに児童福祉法第21条の5の25第1号及び第24条の37第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
訪問介護事業所 つながり 北九州市小倉北区東篠崎三丁目4番13号オフィスパレア小倉北I-B3号	株式会社メビウス 代表取締役 大深好倫 山口県山陽小野田市大字山川204番地7	特定無し	4017801681

(2) 指定障害福祉サービス事業者（短期入所）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
みんなのいえ黒崎ショート 北九州市八幡西区南八千代町9番21号シャルム南八千代205	株式会社みんなの社会 代表取締役 梶原悠弘 北九州市若松区東小石町14番9号	特定無し	4016701890

## (3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ラベンダー地域支援センター 北九州市小倉北区三萩野一丁目8番13号	ライフアンドケア株式会社 代表取締役 奥村太一郎 北九州市小倉北区三萩野一丁目8番13号	知的障害者及び精神障害者	4017801962

## (4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
いちK A R A 北九州市小倉北区中井二丁目18番19号	株式会社R e s t 代表取締役 若島憂菜 北九州市小倉北区中井二丁目18番19号	知的障害者及び精神障害者	4017801939
おん事業所 北九州市小倉北区足原一丁目1番17号	株式会社えん 代表取締役 竹野 透 北九州市小倉北区熊本三丁目2番7号	特定無し	4017801947

## (5) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
門司区医師会相談支援事業所 北九州市門司区小森江三丁目12番11号2階	公益社団法人北九州市門司区医師会 会長 吉田 良 北九州市門司区小森江三丁目12番11号	特定無し	4037600113

## (6) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号

児童発達支援・放課後等デイサービス てらはうす 北九州市小倉南区徳力新町二丁目17番22号104	株式会社LIBERTY 代表取締役 寺本千恵 北九州市小倉南区長行西四丁目20番11号	重症心身障害児以外	4057700231
あゆみのそら 北九州市小倉南区津田一丁目8番13号	社会福祉法人北九州あゆみの会 理事長 藤本新二 北九州市戸畑区汐井町1番6号	重症心身障害児以外	4057703375

(7) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービス てらはうす 北九州市小倉南区徳力新町二丁目17番22号104	株式会社LIBERTY 代表取締役 寺本千恵 北九州市小倉南区長行西四丁目20番11号	重症心身障害児以外	4057700231
こども通所サービス はいびすかす 北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目4番21号	A m a z i n g H u g 株式会社 代表取締役 浦川千春 北九州市八幡西区医生ヶ丘10番36号	重症心身障害児以外	4056700273

(8) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主	事業の主たる対象者	事業所番号
-----------------	------------------------	-----------	-------

地	たる事務所の所在地		
門司区医師会相談支援事業所 北九州市門司区小森江三丁目1番11号2階	公益社団法人北九州市門司区医師会 会長 吉田 良 北九州市門司区小森江三丁目12番11号	特定無し	4077600031

2 指定年月日

令和4年12月1日

北九州市告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
子どもデイサービスたんぽぽ 北九州市小倉南区若園二丁目2番16号	特定非営利活動法人たんぽぽ 理事 矢野文香 北九州市小倉南区若園二丁目24番16号	重症心身障害児以外	4057702922

2 廃止年月日

令和4年12月1日

北九州市告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項及び第51条の25第4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定による指定障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第51条第2号及び第51条の30第2項第2号並びに児童福祉法第24条の37第2号の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
アイヘルパーステーション 北九州市門司区 矢筈町14番1号	アイ企画有限会社 取締役 安藤博之 北九州市門司区矢筈町14番1号	特定無し	4017600661
ケアサポートめぐみ 北九州市小倉南区蒲生二丁目6番15号	株式会社MEGUMI 代表取締役 竹本恵子 北九州市小倉南区蒲生二丁目6番15号	特定無し	4017701253

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
アイヘルパーステーション 北九州市門司区 矢筈町14番1号	アイ企画有限会社 取締役 安藤博之 北九州市門司区矢筈町14番1号	特定無し	4017600661

ケアサポートめぐみ 北九州市小倉南区蒲生二丁目6番15号	株式会社MEGUMI 代表取締役 竹本恵子 北九州市小倉南区蒲生二丁目6番15号	特定無し	4017701253
---------------------------------	--	------	------------

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
就労継続支援B型事業所 ニューライフカ丸 北九州市八幡西区光貞台一丁目1番1号棟110号室	特定非営利活動法人北九州精神障害者福祉会 理事長 江上義盛 北九州市門司区清滝五丁目3番5号	精神障害者	4016701296
特定非営利活動法人ハッピープレス 北九州市八幡西区日吉台一丁目14番5号	特定非営利活動法人ハッピープレス 理事長 和田 剛 北九州市八幡西区日吉台一丁目14番5号	特定無し	4016701304

(4) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
有限会社小倉介護家事センター 北九州市小倉南区北方一丁目15番21号ビラプリンス7103号	有限会社小倉介護家事センター 取締役 清水友子 北九州市小倉南区北方一丁目15番21号ビラプリンス7103号	身体障害者、知的障害者及び精神障害者	4037700327

(5) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）



事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
有限会社小倉介 護家事センター 北九州市小倉南 区北方一丁目1 5番21号ビラ プリンズ7 1 03号	有限会社小倉介護家事セ ンター 取締役 清水友子 北九州市小倉南区北方一 丁目15番21号ビラプ リンズ7 103号	特定無し	4077703595

2 廃止年月日

令和4年11月30日

北九州市公告第48号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
図書館情報システム借入れ及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会中央図書館運営企画課  
北九州市小倉北区城内4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
東京センチュリー株式会社  
東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額  
1億8,767万340円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和4年10月18日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第49号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市公告第50号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ小倉

北九州市小倉北区明和町67番19ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目6番6号

代表取締役 稲葉 仁

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目1番5号

代表取締役 稲葉 仁

イ 変更後

鹿島リース株式会社

東京都港区元赤坂一丁目6番6号

代表取締役 稲葉 仁

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

マックスバリュ九州株式会社

福岡市博多区大井二丁目3番1号

代表取締役 佐々木 勉

他2者

イ 変更後

イオン九州株式会社

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

代表取締役 柴田祐司

他2者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和4年9月26日

(2) 前項第2号 令和2年9月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和5年1月23日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和5年5月29日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和5年5月29日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

## 北九州市公告第51号

一般競争入札により、保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 保険内容

- (1) 保険名 消防艇ひまわりの船舶保険
- (2) 保険内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 保険契約期間

令和5年3月20日午前8時から令和6年3月20日午前8時まで

- (4) 履行場所 北九州市小倉北区浅野三丁目10番50号  
北九州市小倉北消防署浅野分署
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

### 2 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
北九州市小倉北区大手町3番9号  
北九州市消防局総務部総務課

- (2) 期間  
この公告の日から令和5年2月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで並びに同月22日の午前9時から午前10時まで

### 3 入札に参加するための要件

- (1) あらかじめ入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。
- (2) 入札参加申込みは、所定の様式を提出すること。

### 4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

- (1) 場所  
北九州市小倉北区大手町3番9号  
北九州市消防局総務部総務課

- (2) 期間  
ア 持参する場合は、この公告の日から令和5年2月15日まで（日曜日

等を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出すること。

イ 郵送する場合は、第1号の場所に書留郵便により、この公告の日から令和5年2月15日午後4時30分までに必着のこと。

## 5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和5年2月22日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札場所

北九州市小倉北区大手町3番9号

北九州市消防局庁舎2階災害対策本部室

## 6 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市消防局総務部総務課

〒803-8509 北九州市小倉北区大手町3番9号

電話 093-582-3802

FAX 093-592-6898



北九州市公告第52号

福岡県知事から北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第 5 3 号

北九州広域都市計画下水道事業北九州公共下水道の事業計画変更の認可の告示（令和 5 年福岡県告示第 3 3 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 1 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類  
下水道事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
北九州公共下水道	北九州市門司区大字白野江並びに若松区久岐の浜、向洋町、修多羅一丁目、修多羅二丁目、中川町、白山一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、古前一丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目の各一部

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号  
北九州市上下水道局下水道部下水道計画課  
なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を北九州市上下水道局下水道部下水道計画課において縦覧に供している。